

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点の算定は加算方式とし、入札書が無効でない者について、次式により算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

[小数点以下第2位四捨五入]

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 100点

イ 価格以外の評価点 100点

3 価格点の算定方法

価格点は、次式により算定する。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}$$

[小数点以下第3位四捨五入]

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付資料を含む。）により、次の評価項目について評価を行い算定する。

[小数点以下第3位四捨五入]

分類	評価項目	評価基準	配点	
企業の 施行能力等 20点	AA級トンネル ^{※1} を有する道路の交通管制業務を元請として施行した実績 【過去10年間の実績】 ^{※3} 10点	7年以上	10点	
		5年以上7年未満	7点	
		3年以上5年未満	3点	
		3年未満	0点	
20点	AA級トンネルを有する道路の付帯設備 ^{※2} の運転監視業務を元請として施行した実績 【過去10年間の実績】 ^{※3} 10点	7年以上	10点	
		5年以上7年未満	7点	
		3年以上5年未満	3点	
		3年未満	0点	
配置 予定者 等の 能力 15点	業務責任者 (代表者)実績 5点	7年以上	5点	
		5年以上7年未満	3点	
		3年以上5年未満	2点	
		3年未満	0点	
	10点	業務経験者等 の配置人数	10名以上	5点
			8名以上10名未満	3点
5点	本業務への配置予定者のうち、AA級トンネルを有する道路の交通管制業務について、5年以上の業務経験がある者の人数 【過去10年間の実績】	6名以上8名未満	2点	
		6名未満	0点	
		15名以上	5点	
		12名以上15名未満	3点	
2点	本業務への配置予定者のうち、AA級トンネルを有する道路の付帯設備の運転監視業務又は点検保守業務について、3年以上の業務経験がある者の人数 【過去10年間の実績】	10名以上12名未満	2点	
		10名未満	0点	

分類	評価項目	評価基準	配点	
地域貢献等	所在地 20点	神戸市内の事業所等の有無 ^{※6}	本店を有する 20点 法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を有する 10点 上記以外 0点	
	社会貢献の取組 右記①～⑥の項目のうち最大5項目を評価する(最大5点) 5点 25点	①就職困難者への就業支援 【障害者雇用】	・障害者法定雇用(2.5%以上) ・障害者短時間雇用(週20時間未満雇用) 上記のいずれかに該当していることを評価する。	1点
		②就職困難者への就業支援 【保護観察対象者等への就業支援】	法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されており、かつ、同日以前の過去2年間に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を同一人で3か月以上雇用した実績があることを評価する。	1点
		③男女共同参画の職場づくり	・こうべ女性活躍推進企業認定制度(ミモザ企業) ・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定 ・ユースエール認定 ・ひょうご女性の活躍企業表彰 ・仕事と生活のバランス企業表彰 ・一般事業主行動計画 上記のいずれかに該当していることを評価する。	1点
		④環境への配慮	・ISO14001の認証 ・KEMS(神戸環境マネジメントシステム)の認証 上記のいずれかに該当していることを評価する。	1点
		⑤地域防災力の向上 【消防団への協力】	・神戸市消防団協力事業所表示制度の認定	1点
		⑥地域防災力の向上 【災害協定の締結】	・神戸市(水道・交通を含む、外郭団体は含まない)と災害協定を締結している団体等に加入している者	1点
企業の技術力	技術提案 40点	以下の事項に関する所見及び計画について評価する 1. 有料道路付帯設備の把握に関する事 2. 業務体制等に関する事 3. 交通管制業務の品質向上に関する事 4. 付帯設備の維持管理に関する事	40点	

※1 AA級トンネルとは、「道路トンネル非常用施設設置基準」におけるトンネルの非常用施設設置のための等級区分の最上位となるAA級に区分されるトンネルをいう。

※2 付帯設備とは、特記仕様書に掲げる設備をいう。

※3 共同企業体の受託実績評価は、各業務を主に担当する業者の実務年数とする。

※4 業務責任者(代表者)とは、各業務の履行に関し、受託者の従業員の指揮監督を行い、業務の履行を管理する者のうち、発注者との連絡窓口となる代表者のことをいう。な

お、業務責任者（代表者）についても評価項目の業務経験を有する者については、業務経験者等の配置人数に含めることができる。

※ 5 共同企業体の業務責任者（代表者）は、代表事業者の従業員とする。

※ 6 共同企業体の評価は、各配点を出資比率により按分したものの合計とする。

[小数点以下第3位四捨五入]

※ 7 実績等にかかる基準日は令和7年3月31日とする。（見込みを含む）

（例：過去10年間の実績 → 平成27年4月1日～令和7年3月31日）

（参考）技術提案の具体項目（案）

1. 有料道路付帯設備の把握に関すること

10点

神戸市道路公社の管理する有料道路（六甲有料道路、六甲北有料道路、六甲北有料道路（Ⅱ期）及び山麓バイパス）及び付帯設備等の特徴（道路の地形、交通状況を含む）と、その特徴をふまえて、想定されるリスクや対策について、本業務を実施するうえで工夫すべき事項を記載すること。なお、想定されるリスクについては路線名や交差点名を明示する等、可能な限り具体的に記載すること。

2. 業務体制等に関すること

10点

本業務を実施するにあたり、必要な人員配置計画、緊急時の対応・体制、業務計画、その他業務体制に関して留意すべき事項について記載すること。

3. 交通管制業務の品質向上に関すること

10点

交通管制業務を行うにあたり、事故・火災等に対する緊急対応、利用者の安全性・利便性・満足度等の向上を図るうえで有効な対策や提案があれば記載すること。

その他、上記に関わらず本業務の交通管制業務を実施するにあたり、IT技術の活用等、有益な提案があれば記載すること。

4. 付帯設備の維持管理に関すること

10点

付帯設備の維持管理を行うにあたり、点検業務の効率化、作業員が直面し得る危険やそれに対する安全確保、老朽化が進んでいる施設や設備の長寿命化等の観点から有効な対策や提案があれば記載すること。

その他、上記に関わらず付帯設備の維持管理を実施するにあたり、IT技術の活用等、有益な提案があれば記載すること。